

# 質 問 状

平成22年3月11日

仙台市建設局  
道路管理課 御中

議会ウォッチャー・仙台  
代表世話人 泉田 元子  
同 上原 仁  
(事務局)

仙台市青葉区中央4-3-28朝市ビル3F

宮城地域自治研究所

TEL022-227-9900 FAX022-227-3267

私達「議会ウォッチャー・仙台」は仙台市議会の議員の活動を採点し、通信簿をつける（公表を含む）ことを目標として平成20年4月8日に活動を開始した市民団体です。

今般、活動の一環として仙台市の外郭団体の委託費の決定過程を調査することとなり、(財)仙台市建設公社については「平成20年度 自転車等駐車場の運営に関する業務及び利用料徴収業務委託」を取り上げ、平成22年2月12日付でそれに関する資料の開示を受けました。

その資料につき、以下の点を質問させていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、調査の上後日担当の者がお伺いに行きますのでご回答下さいますようお願い致します（日程については追って協議）。

記

## 質問事項

1. (財)仙台市建設公社から提出された資料の各支出の見積額が妥当であるか否かにつき、仙台市建設局として、いつ、どのような検討を加えたのかをご教示下さい(2月12日付開示で受領した予算編成資料別紙1～11を除き、検討過程を示す資料があれば任意提出をお願い致します)。
2. 平成20年度の包括外部監査は(財)仙台市建設公社について「主たる事業(市営住宅管理, 市営駐輪場管理業務)は民間事業者と競合する分野であり, 「I 2 (1) 非公募理由の合理性」及び「II 3 (1) 随意契約理由の合理性」に記載のとおり, これらの業務受託方法は合理的根拠を欠いている。このような当団体の事務事業の現状を考慮すれば, 出資団体が担う必要性に乏しい事務事業が含まれており, 将来的に事務事業の見直しを検討すべきである。」と指摘しています。自転車等駐車場の運営に関する業務及び利用料徴収業務委託も合理的根拠を欠いた受託方法に該当すると判断するかどうか, そのように判断しないとすればその理由は何かをご教示下さい。

## 添付資料

(資料) 平成20年度予算見積

以 上